

I 章

業務の紹介

貸付業務	24
1. 概要	24
2. 貸付利率	26
3. 貸付の審査体制	28
4. 貸付実績・貸付残高	28
5. 貸付対象事業の紹介	31
地方支援業務	39
1. 基本姿勢	39
2. 地方支援業務の概要	39
資金調達業務	42
1. 機構債券の種類	42
2. 資金調達の基本姿勢	43
3. 機構債券の特徴	44
4. 資金調達実績の推移	45





病院事業 / 神戸市立医療センター 中央市民病院 / 兵庫県神戸市

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体に対しその地方債について長期かつ低利の資金を融通しています。

1 概要

地方債計画に計上された公的資金として、総務大臣又は都道府県知事が同意又は許可を行った地方債に対して貸付けを行います。

1. 貸付対象団体

貸付先は地方公共団体のみを対象としています。

2. 貸付対象事業

貸付対象事業は地方公共団体の実施する次の事業です。

一般会計債

- ・ 公共事業等
- ・ 公営住宅事業
- ・ 全国防災事業※ 1
- ・ 学校教育施設等整備事業
- ・ 社会福祉施設整備事業
- ・ 一般事業
- ・ 地域活性化事業
- ・ 防災対策事業
- ・ 地方道路等整備事業
- ・ 合併特例事業
- ・ 緊急防災・減災事業

臨時財政対策債

公営企業債

- ・ 水道事業
- ・ 工業用水道事業
- ・ 交通事業
- ・ 電気事業
- ・ ガス事業
- ・ 港湾整備事業
- ・ 病院事業
- ・ 介護サービス事業
- ・ 市場事業
- ・ と畜場事業
- ・ 下水道事業
- ・ 観光施設事業
- ・ 駐車場事業
- ・ 産業廃棄物処理事業

上記のほか、特定被災地方公共団体借換債及び被災施設借換債を対象としています。

※ 1 全国防災事業は、平成 25 年度から新たに貸付対象になりました。

3. 貸付けの種類

機構の貸付けは、次の3種類です。

○長期貸付

起債同意・許可を得た地方公共団体に対する償還期限が二会計年度以上にわたる資金の貸付け

○同意・許可前貸付

起債同意・許可の見込みが確実な事業に対する、長期貸付までのつなぎ資金の同意・許可前の貸付け

○短期貸付

当該年度分として収納された歳入をもって償還が行われる一時借入金の資金の貸付け

なお、これらのほか、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う地方公共団体向けの「受託貸付」も行っています。

4. 償還期限

主な貸付対象の償還期限は次のとおりです。

貸付対象事業				平成25年度同意（許可）債			
				固定金利		利率見直し ^{※1}	
				償還期限	据置期間	償還期限	据置期間
一般 会 計 債	公 共 事 業 等			年以内 20	年以内 5	年以内 20	年以内 5
	公 営 住 宅 事 業			25	5	25	5
	全 国 防 災 事 業 ^{※2}						
	教育・福祉施設等 整備事業	学校教育施設等整備事業		25	3	25	3
		社会福祉施設整備事業		20	3	20	3
	一 般 単 独 事 業	一 般 事 業		20	5	20	5
		地 域 活 性 化 事 業		30	5	30	5
		防 災 対 策 事 業		30	5	30	5
		地方道路等整備事業		20	5	20	5
		合 併 特 例 事 業		30	5	30	5
		緊急防災・減災事業		30	5	30	5
	臨時財政対策債		都道府県・政令指定都市	—	—	30	3
			市 町 村	—	—	20	3
	公 営 企 業 債	水 道 事 業		30	5	30	5
		工 業 用 水 道 事 業		30	5	30	5
		交 通 事 業		30	5	30	5
		電 気 事 業		30	5	30	5
		ガ ス 事 業		25	5	25	5
		港 湾 整 備 事 業		20	5	30	5
		病 院 事 業		30	5	30	5
		市 場 事 業		25	5	25	5
		と 畜 場 事 業		20	5	20	5
		下 水 道 事 業		30	5	30	5

※ 1 利率見直しは10年毎の見直し

※ 2 全国防災事業の償還期限は、建設される施設を本表により分類した場合に属することとなる施設（事業（合併特例事業に係るものを除く。）の償還期限及び据置期間以内としています。

2 貸付利率

資金調達コストに見合う貸付利率を基準利率として設定し、政策課題に応じて基準利率を引き下げた貸付利率を機構特別利率として設定しています。

1. 貸付利率

機構では、基準利率及び機構特別利率（旧特別利率及び旧臨時特別利率）^{※1}の2種類の貸付利率を設定しています。

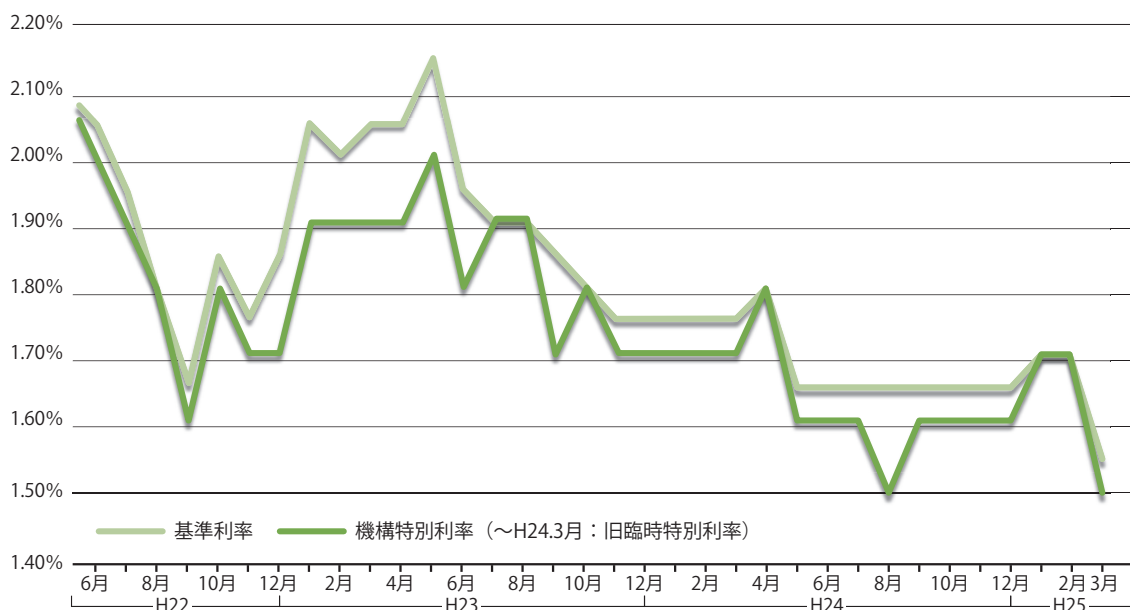
基準利率は、収支相償の考え方に基づき、機構の資金調達コストと貸付けの利息収入とが均衡するように算出した利率です。具体的には、機構が調達した貸付原資に係るキャッシュ・フローの割引現在価値と、機構の貸付けにおけるそれぞれの償還期限及び据置期間並びに償還形態ごとにこれを貸付けた場合のそれぞれのキャッシュ・フローの割引現在価値とが等しくなるよう定めたもので、港湾整備事業、観光施設事業等で適用されます。

機構特別利率は、地方公共団体健全化基金の運用益及び機構自己財源を活用して、基準利率を0.35%目下したもので、貸付対象事業のうち、住民生活の基盤の整備のために特に必要な事業及び臨時財政対策債に適用されます。

なお、機構設立以来の貸付利率の推移は次のとおりとなっており、機構特別利率は同時期の財政融資資金の貸付利率と同水準となっています。これは、機構の貸付利率については、同一償還条件の財政融資資金利率を下限としているためです。

※1 平成24年度同意（許可）債から、これまでの旧特別利率（基準利率－0.30%）及び旧臨時特別利率（基準利率－0.35%）を機構特別利率として一本化しました。旧特別利率及び旧臨時特別利率は平成23年度以前の同意（許可）債に適用されます。

貸付利率の推移（固定金利方式、30年償還（うち5年据置）の例）



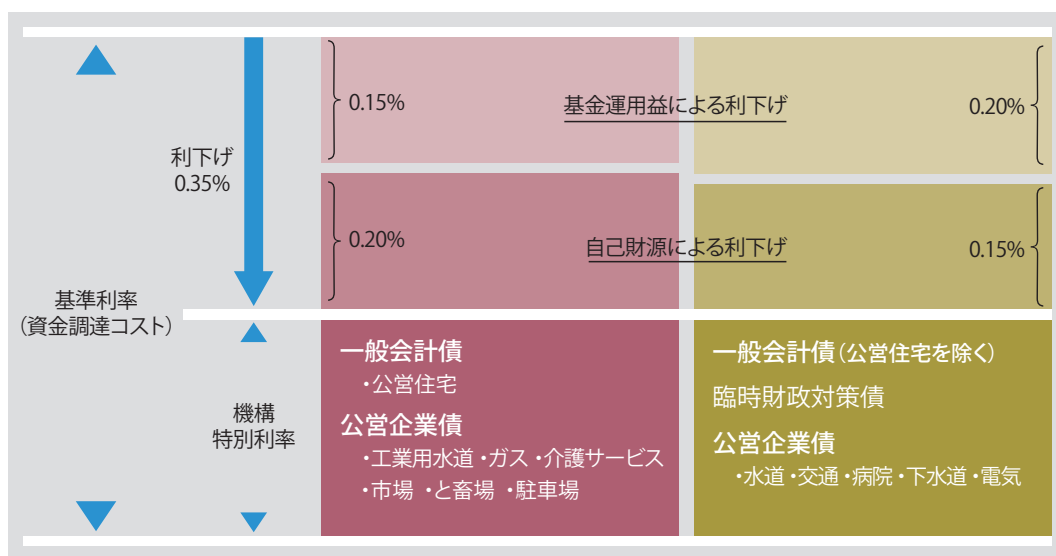
※貸付利率は固定金利方式、30年償還（うち5年据置）のものを記載しています。

※同一償還条件の財政融資資金の貸付利率を下限としているため、同水準になっています。

2. 公営競技納付金等による利下げ

機構特別利率と基準利率との利差を補てんするための財源は、公営競技納付金により積み立てられた地方公共団体健全化基金の運用益及び自己財源により賄われることとなります。

公営競技納付金は、地方公共団体が行う公営競技（競馬、競輪、オートレース、競艇）の収益の均てん化を図ることを目的に、その収益の一部を公営競技施行団体から受け入れるもので、これを地方公共団体健全化基金に積み立て、その運用益等を貸付利率の引下げの財源として活用しています。

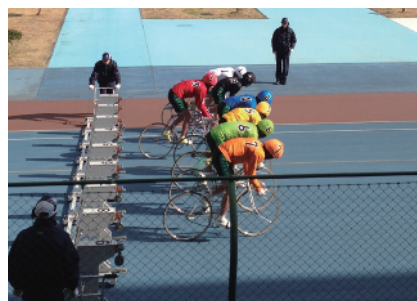


※同一償還条件の財政融資資金利率を下限としています。

※事業毎の基金運用益による利下げ幅は地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（平成20年総務省令第87号）の規定に基づき、総務大臣が定めています。



ボートレース戸田（埼玉県戸田市）



別府競輪（大分県大分市）

3 貸付の審査体制

機構では、地方債の同意・許可等の手続により、事業の内容、適法性、償還確実性等が確認されていることを前提に、次のとおり必要な審査を適切に実施しています。

- ①貸付予定の地方公共団体・公営企業について、（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に定める健全化判断比率等を用いて）決算数値及び個別の財政状況等を確認します。また、必要に応じ都道府県及び政令指定都市の関係部署にヒアリングを行います。
- ②貸付けに際して、地方公共団体からの借入申込書類に基づき、地方債の同意又は許可の有無、借入れに必要な議会の議決や予算措置等の事項について審査します。
- ③貸付後、全都道府県に職員が赴き、貸付金の使用状況及び貸付事業の実施状況の確認を行うとともに、財政状況・経営状況を把握します。



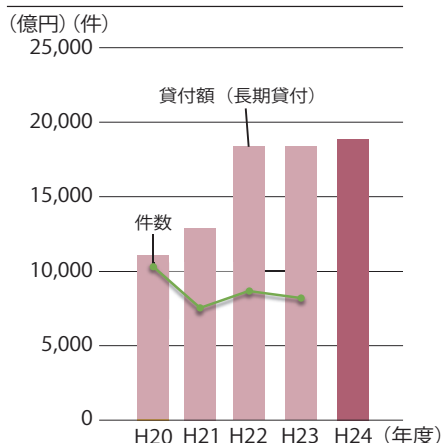
4 貸付実績・貸付残高

1. 全体の貸付実績・貸付残高の推移

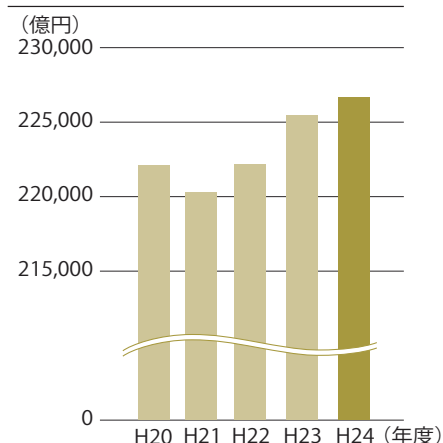
旧公庫の貸付額（長期貸付）は平成9年度の2兆1,369億円がピークであり、以後、貸付額は減少していましたが、平成21年度からは一般会計債も貸付対象としたこと、東日本大震災に関連する事業への貸付けのニーズが高まっていること等から、近年は増加しています。

平成24年度の貸付実績は1兆8,864億円であり、平成24年度末における貸付残高は22兆6,686億円となっています。

貸付実績の推移



貸付残高の推移

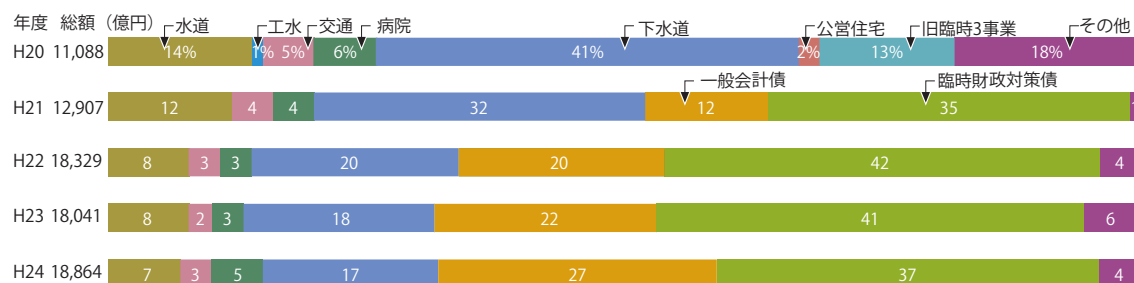


2. 事業別・団体種別貸付実績

貸付けの実績を年度別事業別にみると、平成 21 年度からは、当機構の改組によりこれまで主として公営企業債であった貸付対象を広く一般会計債に拡充し、また、臨時財政対策債が新たに貸付対象となったことから、事業毎の構成比は大きく変化しています。

平成 24 年度の事業毎の貸付実績は、臨時財政対策債が最も多く 7,062 億円で全体の 37% を占め、次いで下水道事業 3,238 億円 17%、合併特例事業 1,808 億円 10% の順になっています。

年度別事業別長期貸付額構成比（受託貸付を除く）



※同意・許可前貸付は長期貸付に振り替えられた年度に計上しています。

※その他には、公営企業借換債及び被災施設借換債を含んでいます。

※四捨五入により、計が一致しない場合があります。

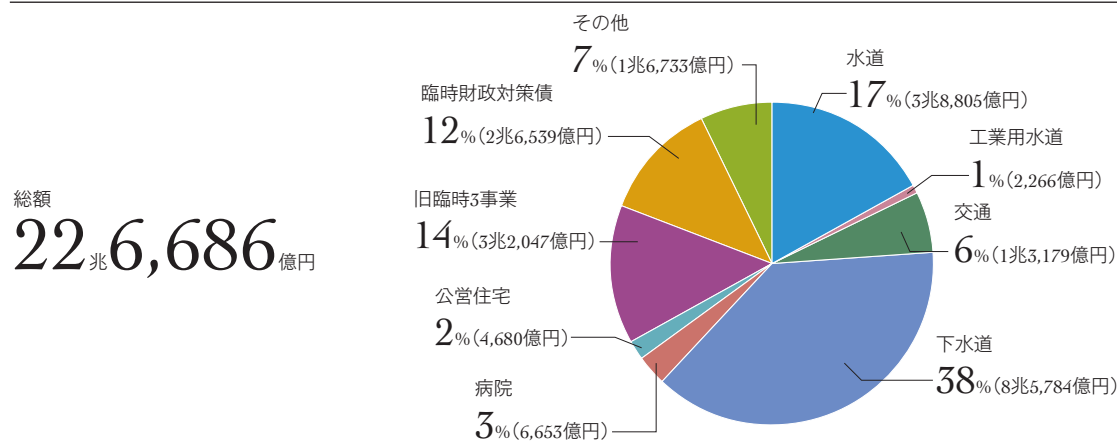
※一般会計債には、公営住宅、旧臨時 3 事業に係る貸付けを含んでいます。

3. 事業別・団体種別貸付残高

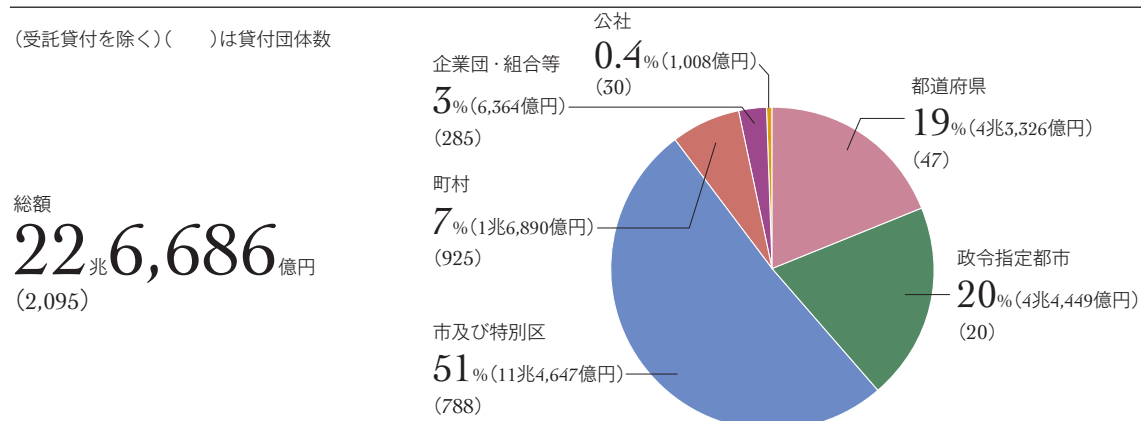
平成 24 年度末の貸付残高は 22 兆 6,686 億円で、これを事業別にみると下水道事業が最も多く全体の 38%を占め、次いで水道事業 17%、旧臨時 3 事業 14%の順になっています。

貸付けを行っている地方公共団体等の数は、平成 24 年度末現在では、全都道府県をはじめとして 2,095 団体に及んでいます。残高ベースでの内訳は、政令指定都市を除く市及び特別区が 11 兆 4,647 億円で最も多く全体の 51%を占めています。次いで、政令指定都市が 4 兆 4,449 億円で 20%、都道府県が 4 兆 3,326 億円で 19%となっており、残り 2 兆 4,264 億円が町村及び企業団・組合等で 10%となっています。

事業別貸付残高（平成 25.3.31 現在）



団体種別貸付残高（平成 25.3.31 現在）



5 貸付対象事業の紹介

下水道事業



千屋浄化センター（岡山県新見市）

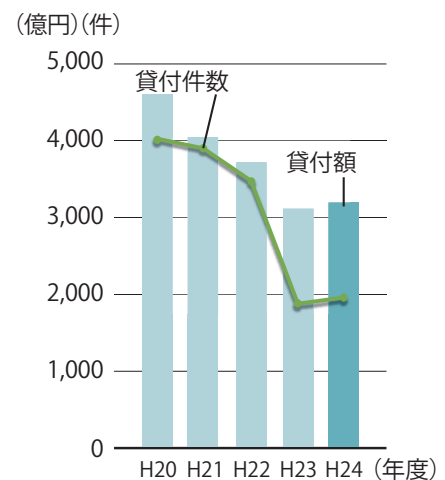
下水道事業は、汚水の処理による生活環境の改善や雨水の排除による浸水の防除、公共用水域の水質保全に重要な役割を果たしています。

汚水処理人口普及率は、平成 23 年度末で 87.6% となっており、このうち人口 5 万人未満の市町村における普及率は 73.9% となっています。

下水道事業の数は、3,625 事業で、年間総処理水量（流域下水道分を除く雨水処理水量と汚水処理量の合計）は約 149 億 m^3 となっており、平成 23 年度末における現在処理区域内人口は 1 億 101 万人となっています。

平成 24 年度の貸付額は、3,238 億円となっています。

※写真は融資事業の例ですので、平成 24 年度に貸付けた事業とは限りません。



水道事業



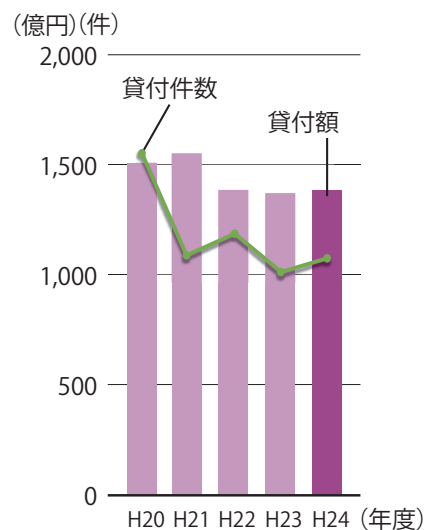
大井川広域水道企業団（静岡県）

上水道事業は、清浄で豊富廉価な水の供給による、公衆衛生の向上、生活環境の改善に重要な役割を果たしています。

水道普及率は、平成 22 年度末で 97.5% となっています。

地方公共団体が経営する水道事業（簡易水道事業を含む。）は、2,134 事業あり、年間約 185 億 m³の給水を行っており、給水人口は約 1 億 2,477 万人となっています。

平成 24 年度の貸付額は、1,385 億円となっています。



病院事業

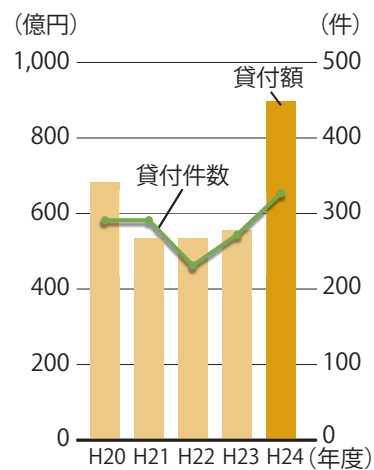


神戸市立医療センター中央市民病院（兵庫県神戸市）

病院事業は、一般医療はもちろん、民間医療機関が提供することが困難な離島、山間地等のへき地医療、急速な体系的整備が必要とされる救急医療、高度医療及び結核、精神医療等の特殊医療の確保に重要な役割を果たしています。

地方公共団体が経営する病院事業は、652 事業で、これらの事業が有する病院の数は 863 病院（一般病院 828、結核病院 1、精神科病院 34）となっています。

平成 24 年度の貸付額は、896 億円（地方独立行政法人が経営する病院事業への貸付金を含む。）となっています。



交通事業

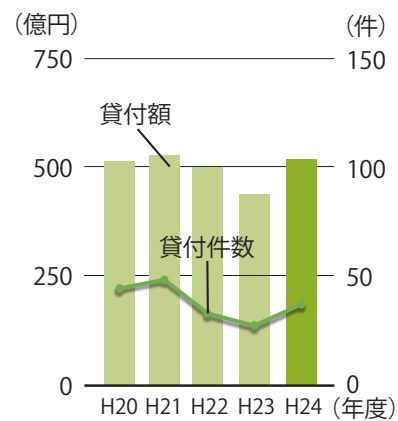


鹿児島市電（鹿児島県鹿児島市）

交通事業は、バス、都市高速鉄道、路面電車、モノレール、船舶等地域における交通手段の確保に、重要な役割を果たしています。

地方公共団体が経営する交通事業は、80 団体 98 事業あり、年間延べ約 40 億人（1 日平均 1,077 万人）に利用されています。

平成 24 年度の貸付額は、518 億円となっています。

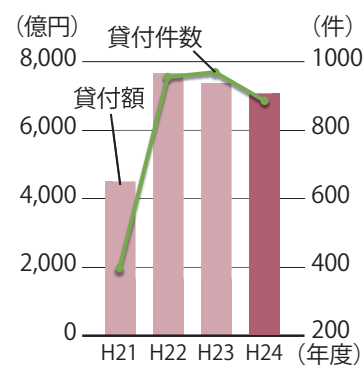


臨時財政対策債

臨時財政対策債は地方公共団体の一般財源不足を補うため、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）の規定に基づき、特別に発行を認められた地方債です。

臨時財政対策債の発行に伴い地方公共団体が将来にわたって支払うべき元利償還金は後年度の地方交付税としてその全額が措置されることとなっています。

平成 24 年度の貸付額は、7,062 億円となっています。



緊急防災・減災事業

緊急防災・減災事業は東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高いもので地域における即効性のある防災、減災に重要な役割を果たしています。

平成 24 年度の貸付額は、819 億円となっています。



津波避難路



防災無線

■合併特例事業

合併した市町村が行う市町村建設計画に基づく事業や都道府県の構想に位置付けられた市町村の合併に伴い必要となる事業、合併した市町村において都道府県等が行う交通基盤の整備事業であり、平成 21 年度から新たに貸付対象になったものです。また、上水道、下水道及び病院事業について、合併に伴う増嵩経費に対する一般会計からの出資や市町村振興のための基金造成等も対象となっています。

平成 24 年度の貸付額は、1,808 億円となっています。

■地方道路等整備事業

地方公共団体が単独事業として行う都道府県道、市町村道、農道、林道等の整備事業です。従来機構の貸付対象としていた臨時地方道整備事業は、平成 21 年度から地方債計画において地方道路等整備事業に再編されました。

平成 24 年度の貸付額は、989 億円となっています。

■公共事業等

いわゆる公共事業は、国全体からみて必要とされる事業に対して、それぞれの法律や予算によって国が事業費の一部を補助、負担するか、又は国が直接事業を行うものです。そのうち地方公共団体が負担する部分が起債対象となり、機構資金については、社会資本整備総合交付金を受けて実施する道路事業等が貸付対象となります。

平成 24 年度の貸付額は 554 億円となっています。

■公営住宅事業

公営住宅は、地方公共団体により建設され、平成 23 年度末では約 217 万戸が管理されています。

平成 24 年度の貸付額は、151 億円となっています。

■学校教育施設等整備事業

地方公共団体が単独事業として行う高等学校（一般事業の対象となるものを除く。）、幼稚園等の施設整備・用地取得造成や義務教育施設の大規模改造事業です。

平成 24 年度の貸付額は 36 億円となっています。

■社会福祉施設整備事業

老人福祉施設や児童福祉施設等の社会福祉施設の整備事業です。

平成 24 年度の貸付額は 187 億円となっています。

■一般事業

一般事業は、地方財政法第5条等に規定する適債事業のうち、地方債計画の他の事業項目で措置されない全ての事業を対象とするものであり、機構資金については臨時河川等整備事業（中小河川の整備）や臨時高等学校整備事業（建築後15年程度を経過した高等学校の改築事業等）等が貸付対象となります。

平成24年度の貸付額は、95億円となっています。

■地域活性化事業

「地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会」の構築を図る「緑の分権改革」に資する事業及びこれまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野に係る事業等地域の活性化のための基盤整備事業を対象としています。

平成24年度の貸付額は、94億円となっています。

■防災対策事業

地方公共団体が行う災害等に強い安心安全なまちづくりを推進するための防災対策事業です。

平成24年度の貸付額は、300億円となっています。

■工業用水道事業

地方公共団体が経営する工業用水道事業は、152事業258施設あり、6,088箇所の工場等に年間約45億m³を給水しています。

平成24年度の貸付額は、106億円となっています。

■電気事業・ガス事業

地方公共団体が経営する電気事業は、63事業351発電所で、発電能力は最大出力275万kW、年間発電電力量は96億kWhに達しています。また、地方公共団体は、30のガス事業を経営し、86万戸の家庭に年間352億MJのガスを供給しています。

平成24年度の貸付額は、49億円となっています。

■港湾整備事業

地方公共団体が経営する港湾整備事業は、99事業で、埋め立て、荷役機械、上屋、倉庫、貯木場、引船等の事業を行っています。

平成24年度の貸付額は、45億円となっています。

■介護サービス事業

地方公共団体が運営する介護サービス事業は、592事業となっています。介護報酬で運営される老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム等の整備事業及び介護のために必要な機械器具の整備事業に対して貸付けを行っています。

平成24年度の貸付額は、8億円となっています。

貸付業務

■市場事業

地方公共団体が経営する市場事業は、170 事業で、年間の取扱量は、そ菜 744 万トン、果実 245 万トン、水産物 341 万トン、肉類その他 76 万トンに達し、生活物資の流通の近代化に貢献しています。

平成 24 年度の貸付額は、33 億円となっています。

■と畜場事業

地方公共団体が経営すると畜場事業は、70 事業で、平成 23 年度における年間処理実績は 405 万頭となっています。

平成 24 年度の貸付額は、16 億円となっています。

■観光施設事業（産業廃棄物処理事業を含む。）

観光施設事業は、休養宿泊事業 132 事業をはじめ、ロープウェイ 59 事業、その他観光事業（温泉、城、資料館、動植物園等）165 事業の合計 356 事業が行われています。

平成 24 年度の貸付額は、0.8 億円となっています。

■駐車場事業

地方公共団体が経営する駐車場事業は、230 事業 697 施設であり、公営駐車場の収容能力は約 12 万 5 千台、1 日平均利用台数は約 17 万台となっています。

平成 24 年度の貸付額は、20 億円となっています。

【平成 25 年度新規貸付対象事業等】

■全国防災事業

東日本大震災の教訓を踏まえて実施する国の東日本大震災特別会計予算における全国的な防災対策の事業です。

平成 25 年度の貸付計画額は 4 億円となっています。

■一般事業（施設建替え復旧関連事業）

東日本大震災により被災した公共・公用施設のうち、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に規定する建築物とおおむね一致する施設を地方単独事業により建て替える場合、原型復旧（相当）部分を超える部分に係る所要額を新たに貸付対象としました。

平成 25 年度の貸付計画額は一般事業 95 億円の内数となっています。

地方支援業務

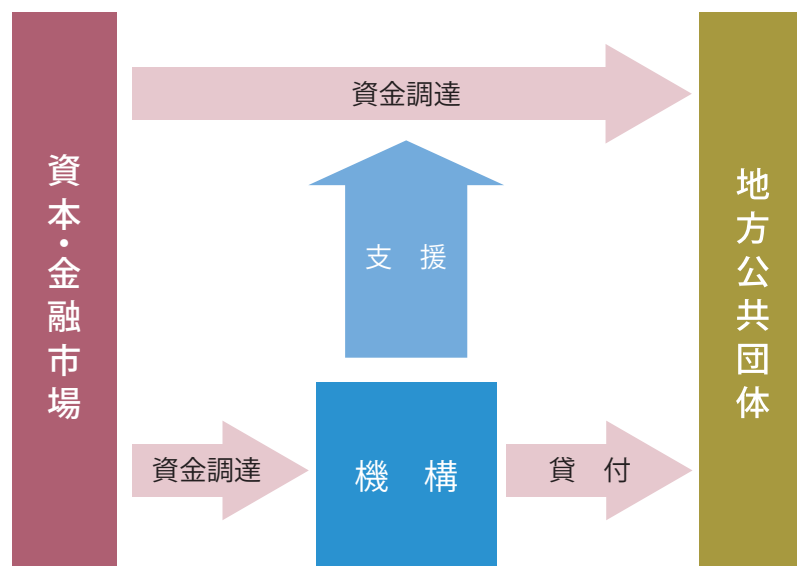
地方公共団体のニーズにあわせて、民間金融機関等からの資金調達等に関し、必要な支援を実施します。

1 基本姿勢

機構は、地方債資金の共同調達機関であり、地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、長期かつ低利の資金を地方公共団体に融通する役割を担っています。

この市場参加者としての専門知識・経験を活かしながら、地方公共団体が民間金融機関等からの資金調達を効率的に行えるよう、地方公共団体のニーズにあわせて必要な支援を実施しています。

また、機構は国や関係機関と連携・協力の下、市場参加者と情報交換を行い、大学・研究者・シンクタンク等とも連携強化を図り、地方公共団体の求める支援を提供しています。



2 地方支援業務の概要

地方支援業務は、人材育成、調査研究、実務支援、情報発信の4つの柱で構成され、個別の地方公共団体のニーズに応じ、支援を実施しています。

なお、近年、地方公共団体のニーズが複雑・多様化するとともに、支援要請件数が増加していることを踏まえ、平成25年度は、金融専門知識や経験を有する自治体ファイナンス・アドバイザーを増員する等支援体制を強化するとともに、支援内容の一層の充実を図っています。

1. 人材育成

地方公共団体の職員が、各団体において、「最適な資金調達・資金運用」を実現する上で必要不可欠な基礎的な金融知識を習得するための研修会や出前講座を開催しています。

■研修会の開催

資金調達・資金運用に関する基礎的な知識の習得を目的とした研修会を、市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所との共催等により実施しています。

■出前講座の開催

地方公共団体に機構職員を講師として派遣し、個別の要望に応じた日程、テーマで講義を実施しています。

■実務テキスト

資金調達等に係る基礎的な知識に関するテキストを作成し、ホームページ等を通じて公開しています。

2. 調査研究

地方公共団体の資金調達等や地方財政における金融の意義・役割等、地方金融に関する総合的な研究を実施し、その成果を地方公共団体へ還元しています。

■調査研究の実施

研究者、シンクタンク等との連携強化を図りつつ、地方公共団体の業務向上に資するテーマについて調査研究を実施しています。

■フォーラム等の開催

地方金融に関する総合的な研究を推進するとともに、地方公共団体の資金調達等のあり方等を整理し、研究や議論の成果を地方公共団体に還元するため、東京大学と共同でフォーラム等を開催しています。

3. 実務支援

地方公共団体からの資金調達等に関する支援要請に対し、自治体ファイナンス・アドバイザーや特定のテーマに知見を有する専門家の派遣等により、きめ細かな支援を提供しています。

■資金調達等に係る実務支援

地方公共団体が抱える資金調達・資金運用に係る具体的な課題や疑問に対して、自治体ファイナンス・アドバイザーが、電話・メール・訪問等の方法によって助言を行っています。

■住民参加型市場公募地方債発行支援

住民参加型市場公募地方債を初めて発行する地方公共団体に対し、自治体ファイナンス・アドバイザーが助言を行うとともに、広報経費等に対し助成を行っています。

■地方公営企業会計制度見直し支援

都道府県等が開催する実務相談会等に対し、公認会計士等の専門家を派遣すること等を通じ、平成26年度予算・決算から適用される新会計基準への円滑な移行を支援しています。

4. 情報発信

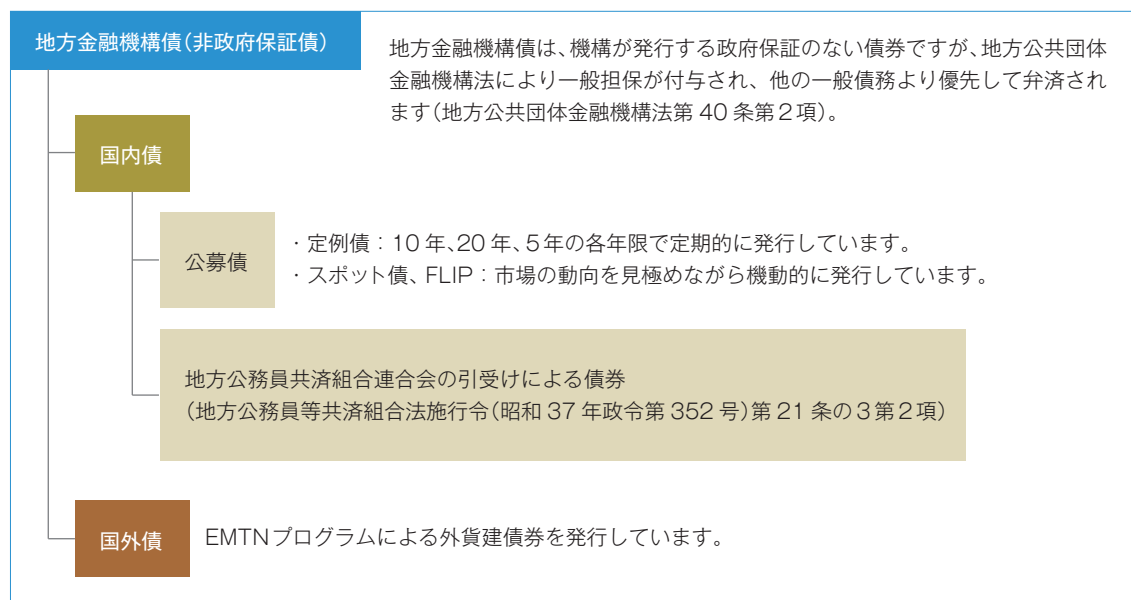
ホームページやリーフレット等を効果的に活用することにより情報発信を強化し、地方支援業務を積極的に周知するとともに、地方公共団体が資金調達を行う際に有益な経済・金融データ、金融知識を、ホームページ、広報誌、研修等を通じて、活用方法も含め提供しています。

地方公共団体の共同の資金調達機関として、地方公共団体に対し長期かつ低利の資金を融資するため、その原資となる資金について調達コストの低廉化を図りながら、安定的に調達を行います。

1 機構債券の種類

貸付業務等に必要な資金調達については、公募による地方金融機構債（非政府保証債）の発行を基本としながら、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券の発行も併せて行います。

また、旧公営企業金融公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための既往の政府保証債の借換えについては、政府保証債の発行によって行います。



政府保証債	政府保証債は、旧公庫から承継した債権の管理を円滑に行うため、既往の政府保証債の借換え分についてのみ発行しています。なお、地方金融機構債と同様に一般担保が付与されています。
-------	---

※スポット債、FLIP、EMTN プログラムについては P13 を参照。

2 資金調達の基本姿勢

必要な資金を低コストで安定的に資本市場から調達するため、資金調達手段の多様化を推進するとともに、積極的な情報開示と説明責任を十分に果たしていくことを通じて、資本市場からの確固たる信託を維持してまいります。また、市場環境や市場ニーズに応じた機動的な資金調達に努めてまいります。

1. 資金調達手段の多様化

安定的な資金調達を行っていく観点から、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理や調達コストを考慮しながら、市場環境や市場のニーズに応じ、中期、超長期を含めた多様な年限と形態による柔軟な資金調達に努めます。

資金調達に当たっては、債券発行を基本とし、市場のニーズに迅速かつ的確に応えてまいります。国内債については、特に 10 年債を定例的に発行するとともに、FLIP による機動的な債券発行を行うほか、国外債については、EMTN プログラムによるベンチマークサイズの非政府保証外債を継続的に発行してまいります。

また、国内、国外を問わず、世界の市場環境を注視しながら、調達コストの縮減が図られるよう多様な市場における債券発行に努めてまいります。

2. 積極的な情報開示と説明の徹底

投資家判断に資するよう機構の事業・財務内容やリスク管理の状況について、情報開示を適切に実施します。

また、機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、機構への確固たる信託を維持するため投資家説明会や個別投資家訪問といった IR を積極的に実施します。そして、海外市場における債券発行の円滑化を図る観点から、海外投資家に対する IR についても積極的に実施します。

この他、投資家の投資計画策定に資するよう年間の債券発行計画を策定し公表するとともに、年度中の 9 月においても下半期の債券発行計画を公表します。

3. 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しながら、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献してまいります。

※ FLIP、EMTN プログラムについては P13 を参照。

3 機構債券の特徴

機構が発行する地方金融機構債は、以下のような特徴から、地方債と同様の信用力の極めて高い債券であり、いわば「スーパー地方債」であると考えています。

- 機構は地方共同の資金調達機関であり、全ての都道府県・市区町村の出資により設立された公的な機関であること
- 機構の貸付先は、地方公共団体に限られており、デフォルトはこれまで一度もないことから、資産の安定性は高いといえること
- 金利変動による損失を補てんするための金利変動準備金や貸付利率を軽減するための地方公共団体健全化基金等万全の財務基盤が確保されていること
- 地方公共団体金融機構法において、機構解散時の最終弁済責任は地方公共団体が負うとされていることから、償還確実性が担保されていること

機構は、スタンダード & プアーズ・レーティングズ・サービスズ (S&P)、ムーディーズ・ジャパン (Moody's) 及び格付投資情報センター (R&I) より、日本国内の公共債発行機関では最高位の発行体格付けを取得しています。

また、機構のリスクウェイトのカテゴリーは円建債 10%、外貨建債 20% となっています。

このほか、海外投資家（非居住者、外国法人等）が受け取る機構債券等（機構が発行する債券（旧公庫が発行し、機構が承継する債券を含む。））の利子等について非課税とする税制上の措置が講じられています。

※リスクウェイトについては、日本国内投資家向け数値であり、海外の投資家に関しては、各国規制当局の確認によるものとなります。また政府保証債については、円建債、外貨建債にかかわらず 0% となっています。（平成 25 年 3 月 31 日現在）

発行体格付(依頼)	S&P : A A - Moody's : A a 3 R&I : A A + (平成 25.3.31 現在)	
BIS リスク・ウェイト	地方金融機構債 : 10%(円建) 20%(外貨建)	(参考)政府保証債 : 0% 国債・地方債 : 0%
一般担保	機構債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。 なお、この先取特権の順位は、民法(明治 29 年法律第 89 号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとされている。(地方公共団体金融機構法第 40 条)	

4 資金調達実績の推移

機構では、非政府保証の地方金融機構債（公募債、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券）及び旧公庫から承継した債券の借換えのための政府保証債を発行しています。

旧公庫においては、政府保証債及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券の他、平成 13 年度から平成 20 年度まで、政府保証のない公募債として財投機関債を発行していましたが、平成 20 年度の機構の業務開始以降、政府保証債の発行額（後述の国庫納付のための増額分は除く）は減少傾向にあり、地方金融機構債は増加傾向にあります。

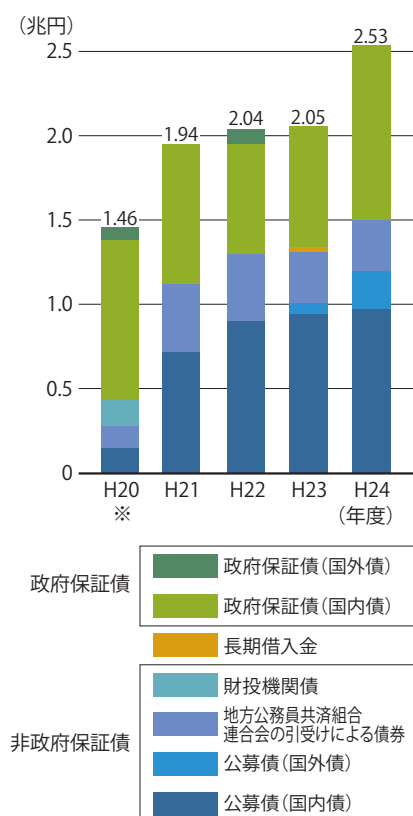
平成 24 年度の債券発行総額は 2 兆 5,268 億円となっています。機構の業務開始以降、債券発行総額は 2 兆円前後で推移していましたが、平成 24 年度については、平成 23 年度から約 4,700 億円の増となっています。これは、平成 24 年度に公庫債権金利変動準備金のうち 3,500 億円を国庫に納付するため、政府保証債の発行額を増額したことによるものです。

また、平成 24 年度の債券発行残高は 18 兆 6,911 億円、借入金残高は 300 億円となっており、これらの合計は 18 兆 7,211 億円となっています。

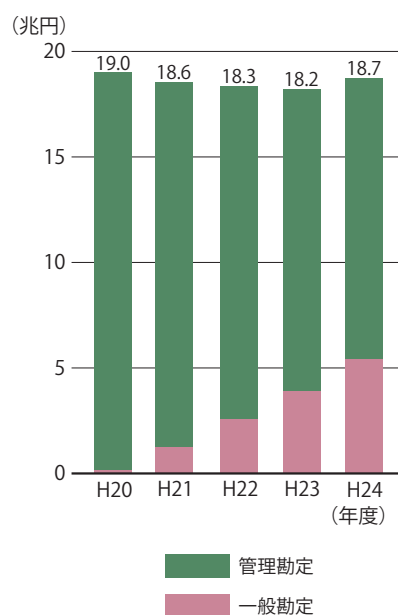
このうち、一般勘定の残高は 5 兆 4,197 億円、管理勘定の残高は 13 兆 3,014 億円となっており、一般勘定については、残高は増加する一方、管理勘定については、減少しています。

※公庫債権金利変動準備金の一部国庫納付については P55 を参照。

資金調達額



債券発行及び借入金残高



※管理勘定及び一般勘定についてはP55を参照。

※平成20年度は公営企業金融公庫と地方公営企業等金融機構の
合算額